三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
株式会社昭和自動車学校
2　主たる事務所の所在地
静岡県富士市比奈字赫夜姫二千二百二十番地の一
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
株式会社昭和自動車学校
2　主たる事務所の所在地
静岡県富士市比奈字赫夜姫二千二百二十番地の一
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第百六十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成三十年一月三十日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
株式会社昭和自動車学校
2　主たる事務所の所在地
静岡県富士市比奈字赫夜姫二千二百二十番地の一
3　講習の種類
基礎講習
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社昭和自動車学校
2　主たる事務所の所在地
静岡県富士市比奈字赫夜姫二千二百二十番地の一
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社昭和自動車学校
2　主たる事務所の所在地
静岡県富士市比奈字赫夜姫二千二百二十番地の一
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
株式会社昭和自動車学校
2　主たる事務所の所在地
静岡県富士市比奈字赫夜姫二千二百二十番地の一
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第百六十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成三十年一月三十日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
株式会社第一自動車練習所
二　主たる事務所の所在地
愛媛県松山市朝生田町四丁目四番三十二号
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第百六十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成三十年一月三十日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
株式会社第一自動車練習所
二　主たる事務所の所在地
愛媛県松山市朝生田町四丁目四番三十二号
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第百六十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第四項において準用する同規則第四十一条の五第四項の規定に基づき、認定を受けた者から講習に係る業務を行おうとする主たる事務所の所在地を次のとおり変更する届出があったので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　主たる事務所の所在地
変更前　愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
変更後　大阪府大阪市北区豊崎三丁目二番一号
二　変更年月日
平成二十九年六月九日

○国土交通省告示第百七十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第四項において準用する同規則第十二条の五第四項の規定に基づき、認定を受けた者から講習に係る業務を行おうとする主たる事務所の所在地を次のとおり変更する届出があったので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　主たる事務所の所在地
変更前　愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
変更後　大阪府大阪市北区豊崎三丁目二番一号
二　変更年月日
平成二十九年六月九日

○国土交通省告示第百七十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第四項において準用する同規則第四十一条の五第四項の規定に基づき、認定を受けた者から名称を次のとおり変更する届出があったので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
変更前　有限会社網干総合自動車練習所
変更後　株式会社網干総合教育センター
二　変更年月日
平成二十九年十二月二十六日

○国土交通省告示第百七十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第四項において準用する同規則第十二条の五第四項の規定に基づき、認定を受けた者から名称を次のとおり変更する届出があったので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
変更前　有限会社網干総合自動車練習所
変更後　株式会社網干総合教育センター
二　変更年月日
平成二十九年十二月二十六日